

公 示

公示第57号

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る 法令試験の実施について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成14年1月31日付け公示第100号）」に規定する法令試験の実施方法は下記により実施する。

平成25年10月31日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

1. 試験の受験者

申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員）

2. 受験者の確認

実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証等の提示を求め確認する。

また、取締役会非設置会社であって、常勤の代表権を有する常勤の役員であることを証するに足る書面を提出していない場合は、これらの書面の提出を求め確認する。

3. 試験の実施時期等

試験については、原則として毎月1回の実施とする。なお、実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。

4. 出題範囲及び設問形式等

次のとおりとする。

- (1) 出題範囲別紙のとおり
- (2) 設問方式正誤式、語群選択式及び記述式
- (3) 出題数40問以内
- (4) 合格基準正解率90%以上

- (5) 試験時間60分以内
- (6) 試験問題の扱い試験終了後速やかに回収する

5. 合格・不合格の扱い

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施して差し支えない。

6. 再試験の実施

再試験の実施に係る取扱いについては、1. から4. に準じて行う。なお、再試験の実施は1回限りとする。また、再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む）については、速やかに申請の却下処分の手続を行うこととする。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

7. その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（国土交通省告示第1089号）」とする。

附 則

本実施方法は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

出 題 範 囲	
1	道路運送法関係
	①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則
	④旅客自動車運送事業運輸規則
	⑤旅客自動車運送事業等報告規則
	⑥自動車事故報告規則
	⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款
2	道路運送車両法関係
	①道路運送車両法 ②道路運送車両法施行令 ③道路運送車両法施行規則
	④道路運送車両の保安基準
3	一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
	①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」
	②「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（国土交通省告示第1089号）」
	③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
	④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」
	⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等